

(改正後の通達全文)

国官会第1255号

国地契第34号

国官技第171号

国営計第61号

平成20年10月17日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることにかんがみ、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「地域建設業経営強化融資制度」を「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号。以下「官房長通達」という。）に基づき実施することとしたところであるが、本制度に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 債権譲渡の対象工事として別に定める工事

官房長通達記2（2）③その他別に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎える、かつ残工期が1年未満であるものとする。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分

の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

1 の 2 工事履行報告書

官房長通達記4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。

2 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（官房長通達記1に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「受注者」という。）の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

3 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が「工事請負契約及び設計業務等委託契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）に定める役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

4 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先（官房長通達記6に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

5 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式3）第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2（1に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。））3通
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通
- (3) 工事履行報告書（様式1）
- (4) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

- (1) 申請書類等受理担当課は別表のとおりとする。
- (2) 申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。
 - ① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに発注者の承諾のための手続を行うものとする。
 - ② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理すること。
 - ③ 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに支出官に報告すること。
 - ④ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）2通を受注者に交付すること。

8 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）及び債権譲渡契約証書（様式3）の写し譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 工事履行報告書（様式1）
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
 - ① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

- ② 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

9 融資実行の報告書等の要求

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、官房長通達記10に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出せるものとする。

10 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとること。

11 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通
(2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通
(3) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通
(4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通

本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による読み替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

- (1) 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が官房長通達記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

- (2) 債権譲渡承諾書（様式2）の写し
8(1)の規定に留意すること。
- (3) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
8(3)の規定に留意すること。

13 支払の処理手順

支出官は上記11の(1)～(4)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧（別表）

工事履行報告書（様式 1）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式 2）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式 2-2）

債権譲渡契約証書（様式 3）

債権譲渡整理簿（様式 4）

融資実行報告書（様式 5）

工事請負代金請求書（様式 6）

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

保証事業会社の受益の意志表示